

後

お知らせ

期高齢者

医療制度

保険料率の見直しについて

皆さんにご負担いただく保険料は2年ごとに見直すことになっています。

● 保険料率が変わりました



● 平成24年度保険料の計算方法

均等割【1人あたりの額】 **47,709円** + 所得割【本人の所得に応じた額】 (平成23年中の所得-33万円) × **10.61%** = **1年間の保険料** (100円未満切り捨て)《上限額:55万円》

安心 ※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
平成24年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

● 保険料の軽減

1 均等割の軽減(年額) 《世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります》

●軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。 ●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成24年度年額 (前年度比)
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	年額 4,770円 (約300円増)
33万円	8.5割軽減	年額 7,156円 (約500円増)
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	年額23,854円 (約1,800円増)
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	年額38,167円 (約2,800円増)

2 所得割の軽減 《被保険者個人の所得で判定します》

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

3 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

●この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が**9割軽減**となります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

● 年間保険料額の例

●単身世帯(世帯主)の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成24年度	前年度比
80万円	9割	—	4,700円	300円増
153万円	8.5割	—	7,100円	500円増
168万円	8.5割	5割	15,100円	800円増
180万円	2割	5割	52,400円	3,200円増
211万円	—	5割	78,400円	4,400円増
250万円	—	—	150,600円	6,700円増

●夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成24年度	前年度比
80万円	夫・妻	9割	—	4,700円	300円増
153万円	夫・妻	8.5割	—	7,100円	500円増
168万円	夫	8.5割	5割	15,100円	800円増
	妻		—	7,100円	500円増
180万円	夫	5割	5割	38,100円	2,200円増
	妻		—	23,800円	1,800円増
211万円	夫	2割	5割	68,900円	3,800円増
	妻		—	38,100円	2,800円増
250万円	夫	—	—	150,600円	6,700円増
	妻		—	47,700円	3,600円増

後期高齢者
医療保険
に関する
お問合せは

■保険料の決定に関すること
北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
☎011-290-5601

赤平市役所市民生活課
■保険料について…国保賦課徴収係
■資格・給付について…医療保険係
☎32-2214

じか
ぞで

平成24年度国民年金保険料

【平成24年度国民年金保険料】

定額保険料 月額14,980円
(平成24年4月分〜平成25年3月分)

■国民年金保険料は前納することと割引になります

①保険料を前納(現金納付)すると割引額が増えます。

国民年金保険料を一括して前納すると、現金払いは3,190円の割引となります。(1年度分の保険料額179,760円が176,570円になります。)

6カ月前納は、現金払いで730円の割引となります。(6カ月分の保険料額89,880円が89,150円になります。)

※1年度分前納用・6カ月分前納用の納付書は4月上旬に砂川年金事務所から郵送されます。

*一部納付の保険料月額は、4分の1免除で11,240円、半額免除で7,490円、4分の3で、3,750円です。

②月々の口座振替も早割(当月保険料の当月末引落し)にするとお得です。

通常の口座振替(当月保険料

の翌月末引き落とし)は定額保険料ですが、口座振替を早割にする

ると月50円の割引となります。申込みいただくと、初回の口座

振替にて2カ月分の保険料(割引なしの1カ月分と50円割引の1

カ月分)が引き落としとなり、その後の毎月の保険料が50円割引

引となります。※手続きは、砂川年金事務所

または預(貯)金口座のある金融機関で行い、手続きの際は、①国民

年金保険料納付案内書または年金手帳、②預(貯)金通帳③金

融機関届出印をお持ちください。※引き落としは、手続きをした翌

月または翌々月となります。後日郵送される「口座振替のお知らせ(ハガキ)」で開始月を確認

ください。

■20歳以上の学生で国民年金保険料を納めることが困難なときは「学生納付特例制度」をご利用

ください。20歳以上の学生の方は、本人の前年所得が118万円以下であれば、申請して承認を受ける

と、在学期間中の保険料の納付

を猶予することができ、「学生納付特例制度」があります。学生納付特例期間は、最後の年金を受けるための資格期間には算入されませんが、年金額には反映されませんので、満額の年金を受けるために10年以内にあとから納めること(追納)ができます。

なお、学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までとなっています。(申請手続きには、在学証明書・印鑑をご持参ください。)

問合せ 砂川年金事務所 ☎ 52・2144・戸籍年金係 ☎ 32・1823

北海道後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

当連合では、住民の代表として制度の運営に関する重要事項をご審議していただく運営協議会委員を募集しています。

資格 道内在住、満20歳以上

人数 5名

任期 平成24年7月から2年間

締切 平成24年4月27日(金)

選考 選考委員会を設置し、提出された小論文等により、総合的に選考します。

報酬 1日5,000円の報酬と旅費を支給します。詳しくは、医療保険係 ☎ 32・2214まで

赤平市市税等収納向上対策本部

納税についてのQ&A

Q1 うっかりして納期を忘れてしまつたのですが、何か良い方法はありませんか。

A1 口座振替をお勧めします。手続きをすると、中止の申し出がない限り毎年継続されます。

Q2 やむをえず、納期限までに市税を納めることができないのですが、どうしたら良いでしょうか。

A2 事情により納期限までに納めることができない場合は、分割するなど個々の実情に合った納税相談に応じていますので、できるだけ早くご連絡ください。また、毎月の月末に夜間窓口を午後8時まで開設していますので、日中お忙しい方は、ご利用願います。

Q3 市税を滞納するとのこと確認願います。

Q4 滞納者の数は増加していますか。それとも減少していますか。

A3 督促状を受け取つてもなお放置し納めていただけない場合は、財産調査を行い、財産の差押えをすることもあります。

A4 厳しい経済情勢の中、毎年、滞納者の数は減少しております。これから市税の公平性を保つために滞納整理の強化をしていくこととなりますが、皆様のご理解とご協力のほどをよろしくお願いたします。

▼納税納付相談について
平日、午前8時30分から午後5時までの間、随時担当係で納税・納付相談を行っていますので、「ご利用ください」。

■問合せ
納税係 ☎ 32・2219

【今月の納税】
介護保険料 第1期
納期 5月1日(火)まで